

第7号議案

文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第一号

文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則  
文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則（令和四年五月文京区教育  
委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第七条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

付 則

この規則は、令和五年三月一日から施行する。

文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則（令和四年教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（使用の申請）</p> <p>第七条 登録者は、文京区立学校施設使用条例施行規則（昭和五十九年三月文京区教育委員会規則第三号。以下「施設使用規則」という。）に基づき、施設予約システムにより使用の申請を行うことができる。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 区規則第七条第一項第一号又は第二号に該当するとき。</p> <p>2 （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">付 則</p> <p>この規則は、令和五年三月一日から施行する。</p>	<p>（使用の申請）</p> <p>第七条 登録者は、文京区立学校施設使用条例施行規則（昭和五十九年三月文京区教育委員会規則第三号。以下「施設使用規則」という。）に基づき、施設予約システムにより使用の申請を行うことができる。 ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 区規則第七条第一項第一号に該当するとき。</p> <p>2 （略）</p>